

平成30年6月19日

コーナン商事株式会社
代表取締役 疋田 直太郎 様

京都市長 門 川 大 作

大規模小売店舗立地法に基づく届出に対する市の意見について（通知）

平成29年11月30日付けで届出のあった大規模小売店舗について、大規模小売店舗立地法（以下「法」という。）の規定により、下記のとおり通知します。

記

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ホームセンターコーナン山科勸修寺店
京都市山科区勸修寺西北出町6番 ほか4筆

2 法第8条第4項の規定による市の意見について

現在の状況及び意見書の提出状況等に配慮するとともに、大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（平成19年経済産業省告示第16号、以下「指針」という。）を勘案し、届出書類等を総合的に検討したところ、当該大規模小売店舗の出店による周辺の地域の生活環境への影響は少ないと判断し、市は意見を有しないものとします。

3 付帯意見

届出者におきましては、以下の事項を実施していくことが望まれます。

- （1）来退店経路の周知を徹底するとともに、必要に応じて警備員を配置するなどして、車両の左折入退場の徹底及び歩行者の安全確保に努めること。

特に、敷地北東角の丁字交差点は、車両、歩行者及び自転車の動線が交錯する恐れがあり、また、信号待ち車両が生じる場合は退店車両の経路に影響を与えることから、十分な安全対策に努め、問題が生じた場合は、速やかに対策を講じること。

- （2）周辺住民等から騒音に関する苦情や要望があった際には、速やかに実態を把握し、対策を講じること。

- （3）店舗北側道路において車道横断が発生する恐れがあるため、来店客の安全確保に配慮するとともに、状況によっては、開店時、繁忙期のみならず警備員を適宜配置すること。

意見理由

1 現在の状況（立地状況等）

当該商業施設の建設予定地は、都市計画法上の第二種中高層住居専用地域及び準工業地域に位置している。

周辺の状況は、北側は道路を隔てて住居及び駐車場、東側は店舗兼住居及び事業所、西側は事業所、南側は道路を隔てて住居及び事業所が立地している。

2 説明会の状況

法第7条第1項の規定に基づき開催された説明会において、計画地北側道路における歩行スペースの確保や敷地北東角における信号待ち停車車両が発生した際の道路混雑、来退店車両の生活道路への流入等について質問及び意見が出された。

3 意見書

法第8条第2項の規定により提出された意見はなかった。

4 市の見解

指針に基づき、今回の出店計画を検討したところ、以下の内容を踏まえた結果、周辺環境に与える影響は少ないと判断される。

（1）駐車場及び来退店車両の経路設定について

駐車場の設置（収容台数）については、指針に基づいて算出した台数である107台を法に基づく届出台数として確保する計画となっており、法の趣旨からは適正であると言える。

しかしながら、店舗北側道路における右折入庫の発生や来退店車両の生活道路への流入等が懸念されることから、届出者においては、来退店経路の周知を徹底するとともに、必要に応じて警備員を配置するなどして、車両の左折入退場の徹底及び歩行者の安全確保に努めることが望まれる。

特に、敷地北東角の丁字交差点は、車両、歩行者及び自転車の動線が交錯する恐れがあり、また、信号待ち車両が生じる場合は退店車両の経路に影響を与えることから、十分な安全対策に努め、問題が生じた場合は、速やかに対策を講じることが望まれる。

（2）駐輪場について

駐輪場の設置（収容台数）については、京都市自転車等放置防止条例に基づく付置義務台数を確保しており、収容台数に不足が生じる恐れは少ないと考える。

ただし、利用者が駐車場内を通ることが考えられるため、必要に応じて警備員を配置するなどの対策を講じることが望まれる。

（3）荷さばき施設について

荷さばき施設については、その施設配置、運営計画等において適正な配慮がなされており、周辺地域の生活環境に与える影響は少ないと判断される。

なお、早朝の荷さばきに関しては、主に午前８時以降に行う旨の表明がなされているが、作業を行う際には、静穏に行うよう徹底することが望まれる。

(４) 騒音について

昼間及び夜間の等価騒音レベルの予測は環境基準値を下回っている。夜間における騒音の最大値の予測については、自動車走行音が敷地境界及び店舗に近接する住居立地点において規制基準を上回る箇所があるが、敷地境界に位置する出入口については、午後１０時に閉鎖することで騒音の抑制を図る旨を表明していることから、周辺地域の生活環境に与える影響は少ないと考える。

しかしながら、周辺住民等から騒音に関する苦情や要望があった際には、速やかに実態を把握し、対策を講じることが望まれる。

(５) 廃棄物等の保管施設及びリサイクルについて

廃棄物等の保管施設については、指針に基づく予測により必要な保管容量が確保されているほか、施設配置、運営計画、車両経路及びリサイクル等についても配慮されている。

(６) 防災、防犯対策への協力及び街並みづくりへの配慮等について

防災対策への協力については、地方公共団体等から要請があった場合、協力する旨の意思表示がなされている。

また、防犯及び青少年の非行防止対策として、夜間における従業員の定期巡回等を行う旨を表明している。

(７) その他

店舗北側道路の歩行者出入口前等、施設近傍には横断歩道が設置されていないことから、車道横断が生じる恐れがあるため、来店客の安全確保に配慮するとともに、状況によっては、開店時、繁忙期のみならず警備員を適宜配置することが望まれる。